

光明寺蔵『菊御紋・下馬札取払被仰出候^ニ付裁判所^江願立一件』と

同寺本堂格天井発見の菊図について

大本山光明寺記主禪師研究所嘱託研究員 浪川 幹夫

はじめに

重要文化財光明寺本堂(大殿)内陣の格天井には、一八二枚の絵画があり、そこには龍の図が描かれている。令和元年(二〇一九)十一月から行われている同堂半解体修理での調査の結果、池井勇創氏は、まず、龍図は画材や画風に違いがあるところから数度補修されたと推定した。さらに、これら天井画には複数枚剥落したものがあり、それらの剥落部分から龍図の下に二層の彩色層が検出されて、龍図直下の中層には十六葉八重表菊紋が、また最下層に動物や植物、霊獣を描いた墨の骨描きがあることを確認した。そして、龍図はもともとあった菊図を塗り潰してそこに描いたとし、その時期について、明治二年(一八六九)の社寺に対する菊紋使用を禁じた太政官布告に基づいて、維新後の可能性を示された。ただ、紀年銘など年代を決定づける根拠史料がみられないこともあり、同氏は「現時点までの情報では各層が描かれた時代の判断は困難である」と結んでいる。⁽¹⁾

そこで筆者は、同堂で菊図が塗り潰されていたことに着目して、その行為が明治維新时期になされたと想像し、同時期の古記録を探索した。その結果、

同寺に明治二年九月から同三年五月までの記録『菊御紋・下馬札取払被仰出候^ニ付裁判所^江願立一件記』があったのでそれを翻刻し、当時の鎌倉の状況を併せて、同堂格天井の菊図が上書きされた時期について検討することとした。

1 『菊御紋・下馬札取払被仰出候^ニ付裁判所^江願立一件記』の概要

明治二年八月の神奈川県裁判所から通知された太政官達によると、
・諸寺院に掲示してある下馬下乗の高札は撤去すること。ただし、格別の由緒があるところは個別に取り調べるので、それぞれ各府藩県に伺い出ると。

・菊紋を用いてきた社寺は、このたびの御紋改正により、神社は八幡宮と上賀茂神社・下鴨神社など、寺院は泉涌寺・般若院などのほかは、その使用を一切禁止する。

このことであった。そこで光明寺は、同寺が勅願寺で、勅願所及び永紫衣の繪旨も所蔵しているので黙して従うわけにもいかず、古記録を調べ、繪旨や勅額の写を一冊に認めて、菊紋の由緒を下馬下乗高札の存在意義とともに、同年九月付で県裁判所社寺掛長谷川慎太郎に申し立てた。

〔このあとに願書案文が続く〕

同月二十七日、同寺帳場の役僧戒珠は、長谷川と懇意であった小坪村の名主五右衛門を連れ、同人に付け届けを持たせて、菊紋と同高札の継続使用に

ついで長谷川に相談した。しかし、同三年五月十六日に別の社寺掛中村民五郎から、県の一存ではどうしようもできないので、政府に進達したが叶わなかったとして、同高札は早々に撤去し、菊紋や宸翰の額などは嚴重に收納するよう、そして宮家などから寄附された菊紋のある品々は、寄附元に返却するよう、申し渡された。

同寺はその通達を、県に宛てた同年五月の請書をもって、とりあえず受諾した。しかし、再び願い出ることとなり、同月二十三日社寺掛の中村宛に願書を提出した。ただこの時県は、親王方も菊紋の使用が廃されたとするなど難色を示し、同寺からの要望に対して再度菊紋や同高札の撤去等を求めて来た。ところが後述の法令では、そもそも親王家の菊章使用は廃止されておらず、当時は社寺に対する使用禁止のみが通達されていた。

「このあとに、その際の願書案文が続く」

同寺は再願にあたり、中村に内々相談した。ところが同人は、再願は「成不成^ハ当県^ニ而^一一存^ニ取扱候義^ニ無之^ニ付、何とも難斗^與被申候、再願致ス、不致^ハ其許之了簡[」]と回答した。この記からすれば、急速に進められた神仏分離政策の渦中であって、県や同寺が混乱していたさまが窺える。

結果、同寺は県からの求めに応じ、同三年五月付けで再度請書を提出した。そこには、親王方も菊紋を廃止したので、仰せの通り菊紋・同高札ともに取り払い、宸翰や勅額は嚴重に收納するとのことが書かれている。

2 神仏分離と鎌倉

鎌倉は武家政権の精神的な礎^{いしずえ}として、江戸時代には天領や寺社領、また遊覧の地として繁栄したが、明治維新の激動期、当地は大きく変貌した。慶応四年（一八六八）三月十四日、五箇条の御誓文が発せられ、同日、新政府方の尾張藩兵が鎌倉へ乗り込んだ⁽²⁾。同月二十八日には官軍先鋒総督の橋本実梁^{さねやな}、副総督柳原前光^{やなぎはらさきみつ}両卿の部隊が鎌倉に入り、三十日に程ヶ谷宿に向けて進発した（『橋本実梁陣中日記』⁽³⁾）。そしてこのあとは、尾張藩兵のほか備前藩の兵が一時駐留したという⁽⁴⁾。

一方、神仏分離に関して新政府は、同年三月十三日に祭政一致の古制に復し、神祇官を再興して諸神社を管轄する旨を布告した。その後、同月二十八日には神仏分離を指示し、閏四月四日、別当・社僧は還俗^{げんぞく}のうえ神主・社人と称させる等の、布告や通達を行った。

明治二年（一八六九）二月、鶴岡八幡宮十二院の供僧^{ぐそう}らは一旦還俗したのち、すべてが惣神主^{そうかんぬし}となった。もともと同宮には神主として大伴氏^{おおいとむ}がいて、そのため供僧らは、その上に立つという意味で惣神主と称したので、一時惣神主が十二人で神主が一人という状態になっていた。そのうえ、仏教的要素を破却し僧尼らの特権を廃することを目指した動きが活発化し、同宮は

御 届 書

鎌倉鶴岡八幡宮御社内在来の薬師堂、護摩堂、大塔、経蔵、鐘楼、仁王門、右混淆の仏堂を取り除き仁王門跡へ華表取り建て、内廊、三面塀、垣、別

紙絵図の通り修理仕り候、

鎌倉 鶴岡八幡宮一社惣代 総神主宮崎博尹^⑧

明治三十二年五月 神奈川県御役所

とした届出書を県へ提出した(原典より。読み下しは筆者)。この直前、同宮境内では、仏教関係の施設や法具・宝物類が取り除かれたようである。

このことは、同二年七月二十一日に、鎌倉宮が二階堂の東光寺跡に鎮座したこととも関係する。新政府は、後醍醐天皇の皇子護良(もりなが)親王や南朝方の楠木正成らを再評価するために、急遽同宮を創建した。その事業は、前政権を支えた仏教権威を否定して、神道を国家の基軸に据えるべく実施されたと考えられている。⁽⁵⁾

さらに、これら以外の維新期の動きとしては、各寺社の所領に対する上地^{あげち}がある。これは、同四年正月五日に発せられたもので、鎌倉や江ノ島等でも、旧社領のうちから境内を除いたほとんどの土地が召し上げられた。⁽⁶⁾

3 菊紋の使用禁止と下馬下乗高札の撤去について

当然、寺院に対する統制は厳しさを増し、神仏分離政策の一環として、菊紋の使用が禁ぜられている。その根拠法令は、

・慶応四年三月二十八日「会符傍示杭等ニ禁裏御料・禁裏御用ノ文字ヲ書シ及ヒ堤燈器物等ニ菊章ヲ絵クヲ禁ス」

・明治二年二月二十八日「宮堂上菊章ノ器物ヲ其祈願所ニ寄附シ及新ニ祈願

所ヲ設ルヲ禁ス」

・同年八月二十五日「親王家ノ菊章ヲ定ム」、同日「社寺濫ニ菊章ヲ用ルヲ禁ス」

・同年十月十日「親王家以下ヨリ社寺ニ寄附セシ物品ノ菊章ヲ改メシム」

・同三年三月十七日「親王家菊章品ヲ社寺ニ寄附スルヲ禁ス」⁽⁷⁾などである。

慶応四年新政府は、濫りに菊紋を用いることを禁止した。明治二年八月二十五日には親王家の菊紋が新たに定められ、その後同四年六月十七日に「皇族ノ外菊御紋ヲ禁止シ紛敷品ハ改メシム」と、菊紋の使用は皇族以外すべて禁止となった。⁽⁸⁾

下馬下乗高札の撤去については、同四年六月二十日の「太政官第二九九号」に「諸寺院下馬下乗札禁止ノ件」があるが、本文書を見ると、実際には早くも同二年にはなされていたことが窺える。その時点では法令として固まったものではなかったが、寺院の門前に立つ同高札は神仏習合の要素の一つとして見られたのか、神仏を分離するという建前上、鶴岡八幡宮境内における諸堂破却と同様に早急に事が運ばれたと考えられる。

4 光明寺大殿格天井で発見された菊図について

冒頭示したとおり、光明寺本堂の天井画では、同堂の半解体修理における調査の結果、菊図が塗り潰されて、その上に龍図が描かれたことが確認され

た。ただし、それがなされた時期については、現時点では江戸時代か明治維新期か、その判断は困難とされている。⁽⁹⁾

そこで、本文書を見ると、同寺は菊紋使用の継続について新政府に嘆願したが却下され、そのうえ同三年五月には、綸旨や勅額は嚴重に収納し、菊紋のある品々は寄附元に返却するよう要求された。さらに、鶴岡八幡宮が「混淆の仏堂」の除却完了を県に報告した同三年五月の届出書もあり、当時神仏分離の動きが苛烈を極めていたことが窺える。そのため、これらのことから想像力を逞しくすれば、同堂格天井の菊図は、本文書が認められた同三年頃に隠されたとできるかも知れない。ただ、これら以外には史料が見当たらないので、現状の龍図が描かれた時期を確定するには至らない。

まとめ

明治維新の激動期、光明寺は明治二年とその翌年、県裁判所から通知された太政官達に対して菊紋と下馬下乗高札の継続使用を願い出た。しかし、新政府は親王方の菊紋について、廃止されていないにもかかわらず、その使用が廃止されたとするなどの理由をつけて、同三年五月に同寺の二度目の要望も却下した。そのため、同寺では菊紋や綸旨、勅額が隠されたほか、同高札も速やかに撤去されたと考えられる。

そこで本稿では、同寺本堂格天井で発見された菊図について、神仏分離の動向と、本文書にある寺と県との遣り取りなどから、それが塗り潰された時

期を同三年頃と仮定した。ただし、銘文や古文書等、その年代を示す根拠史料は未だなく、また、龍図が江戸時代の制作である可能性も指摘されているので、その実年代についてはのちの研究に期待したい。

註

- (1) 池井勇創二〇二五・七「神奈川県重要文化財光明寺本堂―内陣格天井について―」『文建協通信』一六一号 文化財建造物保存技術協会
- (2) 村上專精他一九七〇『明治維新神仏分離史料』第一 名著出版
- (3) 橋本実梁一九二九『橋本実梁陣中日記』日本史籍協会
- (4) 前掲註(2)
- (5) 鎌倉市一九九四『鎌倉市史』近代通史編 吉川弘文館
- (6) 前掲註(5)
- (7) 内閣官報局編一九七六『法令全書』原書房復刻版刊
- (8) 沼田頼輔一九六八『日本紋章学』人物往来社
- (9) 前掲註(1)

謝辞

本稿を執筆するにあたり、公益財団法人文化財建造物保存技術協会富沢晃氏・同池井勇創氏からご指導と貴重な資料を賜った。ここで篤く御礼申し上げる次第である。

(翻刻) 菊御紋・下馬札取払被仰出候^ニ付裁判所^江願立一件記

候^方被^レ「仰出候事、

但、格別由緒有之社寺^者由緒書^ヲ以可^レ伺出事、

(表紙)

巳八月 大政官

明治二巳年九月以下

菊御紋
下馬札 取払被仰出候^ニ付裁判所^江願立一件記

右之通被 仰出候間下乘下馬之建札有之^レ社寺^并 菊御紋用來

念嘗上人御代

候社寺^江早々相達候、「此触書別紙令請印、早々順達留方可相

天照山

返者也、

役所

巳九月七日 裁判所

(本文)

明治二巳年九月以下

神奈川県御裁判所方御達書、左^ニ

右之通御達^ニ付、当山^者往古方 勅願所、余寺不混^レ之 御綸旨も有之難默
止、依^而古記録取調御由緒^レ之次第申立、神奈川県裁判所へ差出候願面、左
之^レ通り、

従前諸寺院^ニ揚示有之候下馬下乗之札、「向後取払候様被 仰

出候事、

以書付奉願候

但し格別之由緒有之寺院等、其所郡^レ之府藩県^ニ而取調可伺

出事、

巳八月 大政官

一旧来 菊御紋相用來候寺院 御由緒格別之向^者其趣可申上旨 御達^ニ付
申上候、当山^{来由者}六百年^レ已前寛元年中北条武蔵守経時侯開基菩提所^ニ
御座候、開山^者然阿良忠上人^與称候処^レ後嵯峨帝就御帰依、宝治二申年
御戒師被 仰付^レ 御授与被申上候、其後於^レ後宇多帝も就御帰依、建

社寺^ニ而是迄 菊御紋用來候者不少候処^レ今般御紋改正相成、

社^者八幡・上下加茂等、寺^者泉涌寺・般舟院等、外^者一切差止

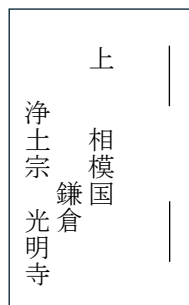
治二子年 御戒師被 仰付、則^レ御授与被申上候、其砌紫服・法器等拝戴
被 仰付候、右^レ二帝御戒師被申上候依勲功、永仁元巳年七月從^レ伏

見帝記主禪師之「勅諭賜 御宸翰之額、其後第七世常誓良昨代開山」
 御戒師被申上候依余功、永享八辰年十二月從「後花園帝賜 御宸翰天照
 山與称候」勅額、其後明応四年第九世觀誓祐崇上人「御土御門帝就御
 帰依 御戒師被 仰付、且於「宮中三七日之間護念經講談・十夜法要修
 行被 仰付、」則被相勤候、右「叡感之余賜 聖徳太子彫刻之阿弥陀如
 来、「御宸翰之護念經祈祷二字之」勅額、十夜法要永式之」勅許、
 関東惣本山之号、永世可奉祈「宝祚延長」勅願所之「綸旨、永世紫
 衣着用、不可混余寺之」綸旨、其外紫服・法具 菊御紋付長持等下賜、
 于今「現存入蔵仕置候、右為奉報」伏見帝「後土御門帝」「後花園帝」
 尊牌御紋付厨子入、本堂壇上左右江奉「安置、御回顧申上居候、斯迄深
 御由緒御座候故」六百年来 菊御紋相用來候儀ニ御座候、右ニ付、「享保
 年中旧幕府社奉行井上河内守殿方」如何成依 御由緒 菊御紋相用候哉
 之旨尋ニ相成」候ニ付、前文之通巨細相届候処、右様「御由緒有之候ハ、
 相用候様達ニ相成候儀も御座候、前条」申上候通不可混余寺「綸旨迄拝
 戴被 仰付候程之不淺、 御由緒之儀御賢察」被成下、出格之御仁斗ヲ以
 古来之通「菊御紋御許容被成下候様奉歎願候、猶又下馬札之」儀も御沙
 汰ニ付申上候、当山「勅額者三所ニ揭示御座候、御承知被為在候通」勅
 額下者高位之仁迄下乗ニ相成候程之儀ニ御座候得者、惣門」外ニ下馬札揭示
 之儀者順当ニ付、北条家方「勅額為崇敬惣門外左之方江揭示ニ相成候儀與
 奉恐察候、「夫故歟、従古来」天朝者勿論、足利家・旧幕府方も何等之

御沙汰も無之揭示」来り候儀ニ御座候、乍恐此段も 御深察被成下「尊
 崇無欠減、古格之通 菊御紋・下馬札共」御免許被成下候様、只管奉仰
 願候、以上、

相模国
 鎌倉
 浄土宗
 光明寺印
 巳九月
 神奈川県
 御裁判所

右之通美濃紙豎帳ニ相認上書如図之、左ニ



外ニ御綸旨都合三通、 勅額都合三面写差出、左ニ

勅願所綸旨之写

当寺為 御祈願所、

須開真宗弘通之

玄門、奉祈 宝祚無

疆之丹棘者、

綸命如此、仍執達如件、

明応四年四月廿一日 右中弁守光書判

光明寺觀誓上人御房

永紫衣繪旨写

鎌倉光明寺住持、

代々令聽着紫衣、

奉祈 宝祚長久、

不可混余寺者、

繪命如此、仍執達如件、

明応四年五月二日 右中弁守光書判

光明寺觀誓上人御房

御一新^ニ付重^而

勅願所繪旨写

關東十八檀林為

勅願所、須開真宗伝燈弘

教奉祈、

宝祚無疆丹棘者

繪命如此、仍執達如件、

明治二年二月二十三日 弾正大弼書判

惣録所

増上寺大僧正

等誓

勅額三枚写

伏見帝

御宸翰

勅諭	記主	禪師
----	----	----

後花園帝

御宸翰

天照山

後土御門帝

御宸翰

祈禱

右之通 御本書所持罷在候間、写書を以^レ此段御届奉申上候、
以上、

巳九月

相模国

鎌倉

浄土宗 光明寺印

神奈川県

御裁判所

右之通美濃紙^豎帳^ニ相認差出候事、全体願面^一斗差出積^リ之处、社寺掛^リ長谷川新太郎殿^へ伺候处、「御繪旨写^{并ニ}勅額写も可差出旨被申候^ニ付、
右^ニ取斗^一候事、

一九月廿七日、小坪村名主五右衛門召連、帳場戒珠神奈川縣へ遣し候事、

五月十一日 序印

五右衛門儀者社寺掛リ長谷川新太郎殿與懇意罷在候ニ付万事内宅致し、内
訳内願致置候事、

一廿八日朝四ツ時、郷宿福井屋忠兵衛手代與同道裁判一所江罷出、腰掛ニ相詰

右呼状持參飛脚来り候ニ付、御定之賃錢銀拾九匁式分拵遣し候事、依之請
書左之通、

居候処後刻呼出ニ付、長谷川一新太郎殿へ面会、前件之願書并勅額・繪旨
とも一都合式帳差出、宜敷御仁察被下、願之通被仰付候様相一頼差出候処、

暫く控居候様被申聞候ニ付引取、腰掛ニ相待一居候処終日沙汰無しニ付宿へ

来ル十六日、四ツ時迄ニ可罷出旨御書付之趣奉畏候、依之御請一奉差上
候、以上、

引取候事、

五月十二日 相州鎌倉 光明寺印

神奈川縣

御役所

一廿九日早天、長谷川宅へ菓子料金壹両五右衛門ニ為持、一光明寺儀も十夜
法要前ニ種々取込居候ニ付可相成儀ニ御座候へ、一先帰寺、追而御沙汰次

第参上仕度與内訳一申入候処、後刻役所江相詰候間役僧罷出候様一被申候

ニ付、四ツ時裁判所江罷越、長谷川殿ニ面会候処一願立之趣庶務方江申立候

十五日、昼後方戒珠神奈川縣へ罷出、定宿本町一丁目福井屋忠兵衛方へ泊
り、

処、御由緒物不容候、勿簾も一有之、何連東京江御申立ニ可相成候間追而及

沙汰候間、一今日者一先帰寺可致旨被申渡候事、○五右衛門同道、一夕方

十六日四ツ時、役所腰掛江罷越、御呼出ニ付着之旨宿方着届致し候事、一八
ツ時頃役所へ呼出ニ付罷出、社寺掛り中村民五郎殿江面会候処、一御
同人被申渡候、左之通、

半紙巻束被下之候事、

明治三年五月之下

兼而光明寺菊御紋・下馬札之儀、在来之通御免許ニ相成候様御一

尋儀有之間、来ル十六日四ツ時罷出可相届、其節此書付一可相違もの也、

由緒等申立出願之処、当県一存之取斗者不相成儀ニ付其役筋へ一

神奈川縣

同置候処、右出願之儀難被及御沙汰、下馬札并菊御紋とも早々

取拵至重ニ仕舞置可申、若宮堂上方方寄附之品ニ菊御紋付等

之類、其寄附之先々江可及返却、尚又御宸翰之類、惣而至重ニ
取納、宝物ニ致し置可申旨被申渡、就而右被「仰渡候趣之請書
可差出旨、

右之通口達之事、○右ニ付、勅額・三門始メ掛り居候義ニ付、此義
ハ四五百年以前方揭示有之候義在来之通掛置可然哉、即時ニ伺候
処「御宸翰之類、惣而至重ニ取納可申與の義ニ付、額面も勅書之分
ハ「早々取除キ仕舞置可申旨被申渡、○再往歎願候とも、逆も御免
許ニハ「相成申間敷義ニ御座候哉與中村「私意を以相尋候処、成、不
成ハ当県ニ而「一存ニ取扱候義ニ無之ニ付、何とも難斗與被申候、再
願致ス、不致ハ其「許之了簡、今日申渡候趣之請書兎も角も可差出
旨ニ付、請書「左之通、

差上申御請書之事

一当寺義、是迄菊 御紋所并下馬札在来之通被 仰付置「度段、
去ル巳十月中夫々御由緒之次第ヲ以奉願上候処、願之趣「難被及
御沙汰旨被 仰渡、已来菊 御紋所ハ夫々寄附之先々ハ「可相
返、 御宸翰 勅額等之義ハ至重ニ取納置候様可仕旨是「又被
仰渡、承知奉畏候、依而御請書差上申候、以上、

明治三年 午年五月

相州鎌倉

光明寺印

神奈川県

御役所

右請書差出、御役所用済ニ付引取候事、

一五月廿二日、又々再願曾出として神奈川県ハ罷越候処、「社寺掛り休日ニ
付終日曾控、廿三日四ツ時罷出、中村民五郎「殿ハ面会、左之条件再願書
差出候処迎も再願候共「御免許ニ者相成間敷、既ニ親王方ニおゐても御紋相
用候義被廢候様之義ニ付、右等当県ニ而乍存又々再願「曾出候儀難相成と被
申、依而過日中渡候通相心得、「又々請書可差出旨被申渡候事、

以書付再応奉歎願候

一旧来菊 御紋相用來候寺院、 御由緒格別之向者「其趣可申上旨
御達シニ付申上候、当山来由者六百年已「前寛元年中北条武藏守経
時侯開基菩提所ニ御座候、「開山者然阿良忠上人與稱し候処、「
後嵯峨帝就御帰依、宝治二申年 御戒師被 仰付御授「与被申上
候、其後於「後宇多帝茂就御帰依、建治二子年 御戒師被 仰
付、則御「授与被申上候、其砌紫服・法器等拜戴被 仰付候、右「
二帝戒師被申上候依勲功、永仁元巳年七月從「伏見帝記主禪師
與「勅諭御宸翰之額下賜、其後第七世常誉良伴代開山「御戒師被
申上候依余功、永享八辰年十二月從「後花園帝天照山與稱し候
御宸翰之勅額下賜、其後明応「四年第九世観誉祐崇上人「後土
御門帝就御帰依 御戒師被 仰付、且於「宮中三七日之間護念

經講談、十夜法要修行被 仰付、則「被相勤候、右」叡威之条
 聖德太子彫刻之阿弥陀如来、「御宸翰之護念經、祈祷二字之 勅
 額、十夜法要」永式之 勅許、関東惣本山之号、永世可奉祈「
 宝祚延長 勅願所之 綸旨、永世紫衣着用不可混余」寺之 綸旨
 下賜、其外紫服、法具、菊 御紋付長持」等下賜、于今現存入蔵
 仕置候、右為奉報「伏見帝」後土御門帝「後花園帝 尊牌
 御紋付厨子入、本堂壇上左右^{江奉}」安置御回願申上居候、斯迄深き
 御由緒御座候故、六百年」来菊 御紋相用来り候儀^ニ御座候、右^ニ
 付、享保年中」旧幕府寺社奉行井上河内守殿方如何成依 御由緒・
 菊 御紋相用候哉之旨尋^ニ相成候^ニ付前文之通巨細相」届候処、右
 様 御由緒有之候^ハ、相用候様達^ニ相成候儀も」御座候、前条申上
 候通不可混余寺「綸旨迄拝戴被 仰付候程之不淺、 御由緒之
 儀御賢察」被成下、出格之御仁斗を以古来之通菊 御紋御許容被
 成下候様奉歎願候、猶又下馬札之儀も「御沙汰^ニ付申上候、当山
 ハ」勅額^{三所}揭示御座候、御承知被為在候通、「勅額^{下者}高
 位之仁迄下乘^ニ相成候程之儀^ニ御座候得^者惣門外^ニ」下馬札揭示之
 儀^者順当^ニ付、北条家方「勅額為崇敬、惣門外左之方^江揭示^ニ相
 成候儀^與奉恐察候、「夫故歟、従古来」天朝^ハ勿論、足利家・旧
 幕府方も何等之御沙汰^茂無之掲」示来り候儀^ニ御座候、乍恐此段も

御深察被成下、尊崇」無欠滅古格之通、菊 御紋・下馬札共 御
 免許被成下候様」只管奉仰願候、以上、

前願書中□申□候^上 勅額三枚 御綸旨三通」写、左之通、

伏見帝 御宸翰	勅諭
記主	禪師

後花園帝 御宸翰	天照山
-------------	-----

後土御門帝 御宸翰	祈祷
--------------	----

当寺為 御祈願所、

須開真宗弘通之

玄門、奉祈 宝祚無

疆之丹棘者、

綸命如此、仍執達如件、

明応四年四月廿一日 右中弁守光書判

光明寺觀誓上人御房

鎌倉光明寺住持、

代々令聽着紫衣、

奉祈 宝祚長久、

不可混余寺者、

綸命如此、仍執達如件、

明応四年五月二日 右中弁守光書判

光明寺觀誓上人御房

関東十八檀林為

勅願所、須開真宗伝燈弘

教奉祈

宝祚無疆丹棘者

綸命如此、仍執達如件、

明治二年二月二十三日 弾正大弼書判

惣録所

増上寺大僧正

等誓

右之通御本書取持仕居候間、写書を以「奉申上候、

如上件、昨巳年九月中奉歎願候処、当午年五月十六日「御呼出之上願

之趣難被及御沙汰旨被 仰渡奉敬承候、「此上再願仕候も奉恐入候得

共、当山御由緒之儀者通途ニ之義ニも無御座候ニ付、天正年中從東照神

君永拾貫」文之御判 、其後寛文年中第四代將軍徳川家綱嚴有院殿鶴ケ岡ヘ御社參之

□後当山江も御參詣ニ相成、「三帝尊牌御拜礼も有之、帰城之後延宝三

年深き」御由緒之廉ヲ以、更ニ百石之御判物被下置候、全以余寺」不共

之 □御免許下賜候程之 御由緒不淺故ニ御座候、「六百年 成」

勅願所ニ御座候処、昨巳年中又々「勅願所之 綸旨下賜、全御新政之

御廉合と難有」奉恐感候、斯迄至重之 御由緒御座候儀者当山末寺」ハ

不申及、近郷諸民迄所知ニ御座候故、今一廉之寺格」ニも可被 仰出

杯と下評も仕候処ヘ今般「御紋ハ勿論奉揭示候様、下賜候 御宸翰之

額迄」取納置候様被 仰渡、下馬札も取払候様御沙汰御」座候而時之

住持何角越度ニも仕哉と、汚名之衆」評御座候様ニも者何共奉恐入候、

右等之促も乍恐」御隣察被成下、御一新之御廉合ヲ以前件奉歎願」候通、

何卒」御紋并下馬札共如在来御免許被成下候様、再応」奉伏願□、候

勅願所浄土宗

相州鎌倉

明治三年五月

光明寺印

神奈川県

御役所

右再願迎も聞濟ニ不相成ニ付、請書左ニ

以書付御請申上候

一当寺義前来菊 御紋并下馬札相用来り候ニ付「在来之通被 仰付度促、昨

巳年九月中夫 御由緒」之次第ヲ以奉願上候処願之趣難被及 御沙汰ニ

旨、当月十六日御呼出之上被 仰渡奉畏候、然ル処」重而今度再応歎願仕

候処、於 親王方^茂菊^一御紋相用候義被廢候程之儀^二付^而者^三迎も 御免許^一
^二者不相成義^二付、菊 御紋・下馬札とも取払、尤菊^一御紋之品^二而 宮堂
上方方寄附之分^ハ夫々寄附^一之先々^ハ可相返、 御宸翰 勅額等之義^ハ至重^二
^二取納置候様可致旨被 仰渡奉敬承候、依^而御請書^一□□□□、以上、

勅願所

明治三年五月

相州鎌倉

光明寺印

神奈川県

御役所

(半丁 白)

(裏表紙)